

著作権法改正に関する要望事項

5. 障害者・高齢者の著作物の利用に関する権利制限規定の新設

要望の趣旨	障害者・高齢者は健常者と比べ、著作物の享受にハンディがあることから、障害者・高齢者がIT機器を介して著作物を利用する行為に対して、権利制限規定を適用させ、障害者・高齢者の著作物の利用を容易にする。結果として、バリアフリー社会の実現に貢献することになる。
法改正を必要とする理由	(1)問題の所在 情報化社会の進展に伴い、情報の享受においてIT機器の活用が必要不可欠となり、また、享受される情報として多種多様な形態で著作物が利用されている状況において、障害者・高齢者が健常者と同様に著作物を享受できるようにするための種々の手段を活用することが望ましい。障害者による著作物の利用については、現行著作権法に点字による複製（第37条）および聴覚障害者のための自動公衆送信（第37条の2）に係る権利制限規定があり、また「拡大教科書」作成に係る権利制限規定が創設されたが、これらでカバーされない行為として、例えば、ウェブ上でのアクセシビリティの改善措置等がある。 (2)法改正の必要性 障害者・高齢者が健常者と同様に著作物を享受可能とする手段を活用できるようにするために個々の著作物の権利者から許諾を得ること（例えば契約による対応）は実務上困難であり、法改正による対応が必要である。平成12年6月5日付通商産業省告示第362号「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」をはじめ、2001年11月に発行された「ISO（国際標準化機構）/IEC（国際電気標準会議）ガイド71」（規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）、およびこれに沿った形でJIS規格（JIS X 8341-2 等）が制定されており、これらのガイドまたは規格に従ったITバリアフリー機器を開発普及させ、情報のバリアフリー化のためには、早急な法改正が不可欠である。 本事項は昨年度の文化審議会著作権分科会（法制問題小委員会）で検討された結果、「障害者・高齢者が健常者と同様に著作物を享受する機会が十分に確保されるように配慮することは非常に重要であり、障害者・高齢者に対するある特定の分野についての個々の権利制限規定については今後引き続き検討を行っていく必要がある。」と結論付けられたものであり、権利者の経済的利益を著しく害することとならないようその要件を定めた上で、早期導入が望まれる。上記検討結果では、導入に際して「障害者・高齢者の定義付けが難しく対象を特定できない」としているが、加齢または障害による機能の低下および障害の特徴は極めて多様であることから、無理に定義を置くことは「健常者と同様に著作物を享受する機会が十分に確保されるように配慮する」との趣旨に反することとなると考えられる。なお、上記 JIS 規格において、障害者・高齢者の定義が取って置かれなかったことも参考にすべきであると考え。
改正条項及び内容	新設 障害者・高齢者による情報の享受に伴う著作物の利用を容易にするIT機器の利用の際における、著作物の利用態様（著作物の音声化、拡大化、音声の文字化、要約、翻案、公衆送信等）に適った権利制限規定を新設する。
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	障害者・高齢者の著作物の利用に関する権利制限規定の新設 障害者・高齢者は健常者と比べ、著作物の享受にハンディがあることから、障害者・高齢者がIT機器を介して著作物を利用する行為に対して、権利制限規定を適用させ、障害者・高齢者の著作物の利用を容易にする。結果として、バリアフリー社会の実現に貢献することになる。
法改正を必要とする理由	(1)問題の所在 情報化社会の進展に伴い、情報の享受においてIT機器の活用が必要不可欠となり、また、享受される情報として多種多様な形態で著作物が利用されている状況において、障害者・高齢者が健常者と同様に著作物を享受できるようにするための種々の手段を活用することが望ましいものの、かかる手段の活用が必ずしも権利制限規定の対象とされているとはいえない。 (2)法改正の必要性 障害者・高齢者が健常者と同様に著作物を享受可能とする手段を活用できるようにするために個々の著作物の権利者から許諾を得ること(例えば契約による対応)は実務上困難であり、法改正による対応が必要である。平成12年6月5日付通商産業省告示第362号「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」をはじめ、2001年11月に発行された「ISO(国際標準化機構)/IEC(国際電気標準会議)ガイド71」(規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン)並びにJIS Z8071およびこれに沿った形でJIS規格(X8341-2等)が制定されており、これらのガイドまたは規格に従ったITバリアフリー機器を開発普及させ、情報のバリアフリー化のためには、早急な法改正が不可欠である。 昨年度の文化審議会の結論によれば、「障害者・高齢者の定義についての検討が必要である」とされたが、上記のJIS規格において、加齢または障害による機能の低下および障害の特徴は極めて多様であることから障害者・高齢者の定義が敢えて置かれなかったことも参考にすべきであると考え。 ただ、当協会の中には、障害者・高齢者による著作物の利用を補助する必要性は理解できるが、特に高齢者について権利制限を行うことは、将来において権利者の正当な利益を不当に害しないと言い切ることは若干の抵抗があるという意見が一部にあるため、権利者の正当な利益を不当に害することにならないようにその権利制限の具体的要件について検討し、別途提言したい。
改正条項及び内容	新たな条項(第2章第3節第5款中)の創設 障害者・高齢者による情報の授受に伴う著作物の利用を容易にするIT機器の利用の際における、著作物の利用態様(著作物の音声化、拡大化、音声の文字化、要約、翻案、公衆送信等)に適った権利制限規定を新設する。障害者による著作物の利用については、現行著作権法に、拡大教科書作成のための複製(第33条の2)、点字による複製(第37条)および聴覚障害者のための自動公衆送信(第37条の2)に係る権利制限規定があるが、これらでカバーされないものである。

	本事項は昨年度にも当協会から改正を要望し、文化審議会著作権分科会(法制問題小委員会)で検討された結果、「障害者・高齢者の定義付けが難しく対象を特定できないこと、非常に範囲が広く曖昧な権利制限規定は権利者の経済的利益を著しく害する可能性があることから、創設すべきではないと考えられるが、障害者・高齢者が健常者と同様に著作物を享受する機会が十分に確保されるように配慮することは非常に重要であり、障害者・高齢者に対するある特定の分野についての個々の権利制限規定については今後引き続き検討を行っていく必要がある。」と結論付けられていることを言及しておく。
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	映像メディアにおける視覚障害者の情報アクセスを保障するため、音声解説（字幕の音声化を含む）についての制限規定明文化、その録音・貸出機関の拡大等、法的整備を要望します。
法改正を必要とする理由	地上デジタル放送、オンデマンド放送等、通信・放送の融合が叫ばれ、IT技術の進歩の著しい昨今、情報における映像メディアの割合は増大する一方です。しかし、視覚に障害のある場合、このような映像中心の情報では、どのような情報が表示されているのか理解できず、情報の利用機会そして活用能力という面で、健常者との格差が生じています。視覚障害者が映像を理解するには、映像の音声による解説が必須ですが、その利用にあたって著作権法が障壁となっている現実が多々見受けられます。 現在、全国で幾つかのボランティア団体が、視覚障害者と映画館に同行し、直接映画の音声解説をするという活動を行っています。場面の音声解説については、平成11年の「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」(*1)、日本語字幕の読み上げについては、著作権法38条の「営利を目的としない口述」を拠所に行っていますが、特に一度作成した音声解説の再利用に際し、現状の著作権法では様々な制約が生じているのが実態です。このような活動をしているボランティアのいない地域の視覚障害者、そしてとりわけ外出困難な視覚障害者のためにも、その音声解説や字幕読み上げの録音、再利用が望まれています。また、音声解説は同期が困難なため、映画のセリフや音楽とともに録音、貸出できることが望まれており、法37条3項で視聴覚情報提供施設等に限定されている貸出機関を、法37条の2同様公益法人にまで拡大することを要望いたします。 ただ、ここでの権利制限ですが、障害者というだけであらゆる著作物を無断で利用できるというような無制限、無尽蔵な要求をしているわけではありません。視覚障害者は、音声解説を介することによって初めて健常者と同様の機会が得られるのであって、いわゆる「デジタル・ディバイド」の是正については、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」や「e-Japan重点計画」にもはっきりと規定されており、著作権法改正にあたっては、著作物への障害者の円滑なアクセスが保障されるようご検討お願い致します。 (*1)「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」 「音声なしに映像のみが放送されている場面について、視覚障害者のために音声解説を付加することについては、音声解説を新たに付加することは放送されている映像の複製とは考えられず、映像の著作権侵害には当たらないと考えられる。」
改正条項及び内容	著作権法第三十七条に追加 「上映され、又は放送される著作物について、専ら視覚障害者の用に供するために音声解説を付加し、当該著作物に係る字幕を音声にすることができる。視覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う公益法人にあっては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、当該音声を原著作物に録音することができる。」
団体名	バリアフリー映画鑑賞推進団体 City Lights(シティ・ライツ)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	視覚障害者の福祉の増進を目的として、盲人用録音物の公衆送信を可能にしたい。
法改正を必要とする理由	昨今の情報通信技術の進歩及びブロードバンドの普及は、録音データなど大容量のデータ配信を可能にした。こうした技術の進歩を利用して平成16年4月から日本点字図書館及び日本ライトハウス盲人情報文化センターでは、全国の視覚障害者に対し録音図書ネットワーク配信サービスを開始している。 従来の点字図書館サービスは、カセットテープまたはCDを郵送により貸出して来た。ただし、貸出・返却には郵送日数がかかり、貸出し中は待たなくてはならないなどの不便さが伴う。また、郵送の途中で紛失したり、壊れてしまうということもある。インターネットによる録音データの配信サービスは、従来の郵送貸出の不便さを解消する手段として開始された。インターネットによって、好きなときに好きな、あるいは必要な時に必要な録音図書を聴くことができる環境が整ったのである。大量の著作物が身近にあり、すぐに入手できる環境にある晴眼者に比べ、点字図書・録音図書自体少ない視覚障害者の現状のなかで、その少ない情報を早く入手する画期的なシステムである。これには、現在の2つの施設のみならず、全国の視覚障害者情報提供施設が製作し所有する録音コンテンツについても、それが公開されて行くことが期待されている。 しかし、現在では、著作権法第三十七条に録音図書の公衆送信権に対する制限が規定されていないために、配信のコンテンツについては一つ一つ著作権者に許諾を得なければならない。日本文藝家協会が、著作権管理事業部を立ち上げ、点字図書館における録音図書配信サービスについての著作権の一括許諾システムを立ち上げ、これによってかなりの数の著作物を配信できるようになったが、翻訳書をはじめ、このシステムだけで到底まかないきれない。著作者の住所がわからず、許諾をの依頼そのものを出せないケースもたくさんある。現在の2施設のサーバには、現在、約1300タイトルの録音データが入っているが、この2施設が製作した録音図書の数は合わせて2万5千タイトルになる。したがって、配信できる録音図書は、全体の6%にも達していないのである。 視覚障害者が読むことができる本は、ほんのわずかである。視覚障害者の読める本が少ないというマイナス要因を軽減するために設置された視覚障害者情報提供施設で製作する録音図書を、次は少しでも早く簡便な方法で視覚障害者に提供し、視覚障害者の社会参加を支援するために、著作権法の改正を求めます。
改正条項及び内容	著作権法第三十七条2項および3項 現行の第三十七条第2項の条文を、以下のように修正し、第3項とする。 現行の第3項を第2項とする。 「公表された著作物については、電子計算機を用いて点字及び録音物を処理する方式により、（以下、同文のため略。）」
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	第 37 条に規定されている録音図書を含む音訳物について、視覚障害者だけでなく、音声情報を必要とする知的障害者、発達障害者（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある人。以下同じ）、高次脳機能障害者、上肢麻痺等の身体障害者、高齢者なども利用できるよう、利用対象者を拡大すること。
法改正を必要とする理由	視覚障害者以外にも、活字で書かれている印刷物を読むことに困難のある人たちがいる。困難の原因としては、知的または認知の障害によるもの、高次脳機能障害によるもの、上肢麻痺等の身体障害によるもの、高齢によるものなど様々である。このような読むことが困難な人たちが読書する権利を保障するために、録音図書を利用させてほしい。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条 3 項「専ら視覚障害者向けの」を「専ら障害者向けの」等に改正する。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	視覚障害者情報提供施設(点字図書館)だけではなく、公共図書館及び教育機関等においても、無許諾で録音図書を製作できるようにすること。
法改正を必要とする理由	視覚障害者以外にも、活字で書かれている印刷物を、知的または認知の障害等により、読むことが困難な人たちがいるが、これらの人々は、視覚障害者情報提供施設を利用することができず、したがって、録音図書を利用できない。公共図書館及び教育機関等において無許諾で録音図書製作ができるようにして、ニーズのある人たちが広く録音図書を利用できるようにしてほしい。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条 3 「点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては」を、「点字図書館その他障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるもの、図書館その他の施設で政令で定めるもの、及び、学校その他の教育機関においては」等に改正する。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	視覚障害者の福祉や文化の増進を目的として、盲人用録音データの公衆送信を可能にさせていただくことを要望します。
法改正を必要とする理由	昨今の情報通信技術の進歩及びブロードバンドの普及により、録音データなど大容量のデータを配信することが可能になりました。 著作権法は2000年5月8日の改正により、2001年1月から、第37条第2項に、「公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、または公衆送信（放送または有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む）を行うことができる」という一文が追加されました。したがって、点字による複製及び点字データの保管と送信については、著作権者に許諾を得る必要がなくなりました。この結果、本会が運営する「ないーぶネット」は、現在約62,000タイトルの点字データを蓄積し、直接利用できる登録個人会員は3600名を越え、その他にも全国の視覚障害者情報提供施設を通じて多くの視覚障害者に日々利用され、情報入手手段としてなくてはならないものになりました。このような中で、視覚障害利用者からはすみやかな録音図書の配信が強く望まれることは当然とも言えます。 現在、本会に加盟する全国の視覚障害者情報提供施設では、カセットテープまたはCDを媒体とした録音図書を郵送により貸し出しています。しかし、この方式では、視覚障害者の手元に到着するまでに日数がかかることや、貸出中であるときには、予約をして返却されるまで待たなければならないなどの不便な点が多々あります。 平成16年4月、本会加盟施設でもある（社福）日本点字図書館と（社福）日本ライトハウス盲人情報文化センターは共同で「びぶりおネット」を開設し、全国の視覚障害者に対して、双方の施設が所蔵する録音図書をインターネットを介して配信するというサービスを始めました。著作権法第37条第3項の規定により製作した録音データを、利用登録した視覚障害者に配信するというもので、「びぶりおネット」に登録した視覚障害者は、インターネットによって、好きな時に好きな録音図書を聴くことができるようになったのです。大量の著作物が身近にあって、すぐに入手できる環境にある晴眼者に比べ、点字図書、録音図書自体が少ない視覚障害者にとっては、その少ない情報を素早く入手することができる画期的なシステムだと言えます。しかしながら、現在では第37条に録音データの公衆送信権に対する制限が規定されていないために、配信のコンテンツについて一つ一つ著作権者に許諾を得なければならず、その手間と費用は相当なものとなります。 本会が運営する「ないーぶネット」（全国視覚障害者情報ネットワーク）においても、現在、録音図書のインターネット配信を視野に入れた次期システムを検討中です。全国の点字図書館が所蔵する録音図書を、瞬時に全国の視覚障害者に提供できる環境が整えば、視覚障害者・情報提供施設ともにこれ以上の喜びはありません。「ないーぶネット」の利用もますます増えるものと思われます。 以上のような理由により、このたび、視覚障害者の福祉や文化の増進を目的として、著作権法を以下のように改正していただきたく要望いたします。
改正条項及び内容	著作権法第三七条 現行の第三七条第2項の条文を、以下のように修正し、第3項とする。また、現行の第3項は、第2項とする。 「公表された著作物については、電子計算機を用いて点字及び前項の規程に従い製作された録音物を処理する方式により、（以下、同文のために略）」
団体名	特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	視覚障害者の要望が強い録音図書作成に関する適用除外の範囲拡大。
法改正を必要とする理由	現在、国連において「障害者権利条約」の起草作業が進められている。2004 年 3 月現在の草案第 13 条 d,e,f 項においてはそれぞれ「障害のある人に適した新たな技術(情報通信技術及び支援技術を含む。)の研究、開発及び生産に着手し及びそれを促進すること」「障害のある人が情報を利用する機会を確保するための他の適当な形態の援助及び支援を促進すること」「公衆にサービスを提供する民間主体が、その情報及びサービスを障害のある人にとって利用可能及び使用可能な形態で提供することを奨励すること」が提案されている。 わが国では現行法で著作権法第 37 条において図書館等における点字や録音図書の作成による複製が視覚障害者に対する適用除外とされているところであるが、視覚障害者の間では点字図書よりも録音図書に対する需要が高いにも関わらずその提供は諸外国に比して大きく立ち後れている。米国では 1996 年に制定された Chafee 条項により視覚、或いは聴覚その他の障害者の情報伝達における幅広い例外規定が設けられたところであり、これに倣い録音図書の作成に関しては NPO 法人やボランティアによる作成にも道を開くよう要件を緩和すべきである。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条 ※下線部分が追加箇所 公表された著作物は、<u>点字又は録音(専ら視覚障害者の貸出しの用に供する目的のものに限る。)</u>により複製することができる。 2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理し、又は音声により再生(<u>専ら視覚障害者に供する目的のものに限る。)</u>する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。)を行うことができる。 3 図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。 4 前項に定めるもののほか、特定非営利活動促進法に基づく法人で文化庁長官の認可を受けた者は、<u>専ら視覚障害者向けの用に供するために、公表された著作物を録音その他の手段により複製し、演奏し、口述することができる。</u> 5 文化庁長官は、前項に基づく認可を行った場合はその旨を官報で告示する。
団体名	知財系 BLOG 運営者会議

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	視覚障害者の福祉や文化の増進を目的として、盲人用録音データの公衆送信を可能にさせていただくことを要望します。
法改正を必要とする理由	昨今の情報通信技術の進歩及びブロードバンドの普及により、録音データなど大容量のデータを配信することが可能になりました。(社福)日本点字図書館及び(社福)日本ライトハウス盲人情報文化センターでは、平成16年4月から、全国の視覚障害者に対し「びぶりおネット」を開設しました。これは、双方の図書館が著作権法第三十七条第3項の規定により製作した録音データを、インターネットを介して、登録した視覚障害者に配信するというサービスです。 従来は、カセットテープまたはCDを媒体とした録音図書を、郵送により貸出していました。しかし、この方式では、視覚障害者の手元に到着するまでに日数がかかることや、貸出中であるときには、予約をして返却されるまで待たなければならないなどの不便な点が多々ありました。「びぶりおネット」は、そのような不便さを少しでも解消する手段として開始したものです。つまり、「びぶりおネット」に登録した視覚障害者は、インターネットによって、好きなときに好きな録音図書を聴くことができるようになったのです。大量の著作物が身近にあって、すぐに入手できる環境にある晴眼者に比べ、点字図書、録音図書自体が少ない視覚障害者にとって、その少ない情報を素早く入手することができる画期的なシステムだと自負しております。 しかし、現在では、第三十七条に録音データの公衆送信権に対する制限が規定されていないために、配信のコンテンツについては一つ一つ著作権者に許諾を得なければなりません。 そうした作業をしなければならないために、両施設のサーバには、現在、約1300タイトルの録音図書しか入っていませんが、実際の録音図書の製作数は、双方合わせて2万5千タイトルあります。したがって、配信できる録音データは、全体の6%にも達していないことになります。 著作権法改正により2001年1月から、第三十七条第2項に、「公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、または公衆送信（放送または有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む）を行うことができる」という一文が追加されました。したがって、点字による複製及び点字データの保管と送信については、著作権者に許諾を得る必要がなくなりました。 ただし、この条文中には、盲人用録音物が入っていないので、上述したように「びぶりおネット」で配信するには、著作権者に許諾を得る必要があるわけです。そのため、このたび視覚障害者の福祉や文化の増進を目的として、著作権法の改正を要望することにした次第です。
改正条項及び内容	著作権法第三十七条 現行の第三十七条第2項の条文を、以下のように修正し、第3項とする。また、現行の第3項は、第2項とする。 「公表された著作物については、電子計算機を用いて点字及び前項の規程に従い製作された録音物
団体名	社会福祉法人日本点字図書館

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと。また利用者を視覚障害者に、対象施設を視覚障害者福祉施設に限定しないこと。加えて、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため、公表された著作物の公衆送信等を認めること。
法改正を必要とする理由	* 図書館は「国民の教育と文化の発展に寄与する」ことを目的に、「資料を収集し、一般公衆の利用に供する」ために設置されている（「図書館法」第1～3条）。当然、ここにいう「一般公衆」には障害のある人も含まれており、障害があることを理由に除外されるものではない。障害のある人には、その人が利用できる形態の資料を収集し、あるいは利用できる形態に換えて資料を提供することによって、図書館法の目的を実現することになる。 * 著作権法第37条は、昭和45年の現行法制定に伴い追加されたものであるが、当時は公共図書館等における障害者サービスの実施館はほとんどなく、法制定以降に発展したものである。現在では公共図書館等における障害者サービスを抜きに、障害者への情報保障は考えられないまでになっている。 * とところで、著作権法第37条第3項は、視覚障害者情報提供施設（点字図書館）等の視覚障害者の福祉を目的とする施設で政令で定められた施設においては、視覚障害者の利用に供する場合に限り、著作権者に許諾を得ることなく著作物を録音により複製できると定めている。このことは、視覚障害者福祉施設とは言えない公共図書館、大学図書館、国立国会図書館等においては、視覚障害者向けの録音であっても無許諾では出来ず、加えて、たとえ視覚障害者福祉施設であっても、視覚障害以外の利用者に対して録音資料を無許諾で提供できないことを示している。また、障害者への情報提供の迅速化と安定的な供給の確保のために不可欠な録音のマスターの保存についても問題を抱えている。 * 現行著作権法では、録音資料の利用者を視覚障害者に限定しているが、録音資料は上肢障害でページをめくれない人や高齢で活字図書が読めない人、ディスレクシア（難読・不読症）、知的障害者等に対しても有効な読書手段であり、図書館に対しても提供を求める声が少なくない。 * さらに最近では、テキストデータを活用したデジタル媒体による読書をする障害者も増えている。また通常の文字の大きさでは読めない弱視者等のための拡大文字資料、触る絵本や読みやすくリライトされた図書、多様な読書障害者が利用できる国際標準規格のDAISY資料など様々な資料が求められているが、いずれも現行著作権法の規定により自由に製作、複製、提供が出来ない。 * 一部の公共図書館、点字図書館において、視覚障害者等に対して、著作権者の許諾を得た音訳データのインターネット配信を実施している。ブロードバンド時代を迎え、各種障害者にとってインターネットを活用してのデータ作成や、情報提供は大きな役割を果たすものと考えられるが、著作権許諾が壁となって大きく進展できないでいる。時代の趨勢にあわせて公衆送信の送信データ内容、送信対象、そして公衆送信できる施設等の範囲を拡大し、多様な障害者の情報環境の改善を図ることが必要ではないかと考える。 * 時代の進展に応じた情報提供手段（情報障害者が利用できる形への変換）を法的に認めていかなければ、情報化社会における障害者の情報環境はこれまで以上に厳しいものとなるのではないかと考える。 ※ 現在、日本図書館協会と日本文芸家協会との間で協定を結び、文芸家協会所属の作家の作品については、事前登録した図書館においては個々の許諾事務が不要となるシステムを立ち上げようとしているが、図書館における録音は文学作品だけではなく、あらゆる分野に及んでおり、さらに翻訳書も考えると、このシステムだけでは到底対応出来ないと考える。

改正条項及び内容	著作権法第37条第3項 「視聴覚障害者情報提供施設、公共図書館その他の障害のため通常の印刷物を読むことのできない視覚障害者その他の障害者（以下視覚障害者等）の読書、情報収集等を支援する施設（以下「点字図書館等」という。）で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者等の貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。」 著作権法第37条4項（録音物の公衆送信関連規定として新設） 「点字図書館等で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者等の利用に供するために、公表された著作物の録音データ（特定の録音形式によって作成されたものに限る？）を記録媒体に記録し、又は公衆送信することができる。」 著作権法第37条5項（資料の拡大関係規定として新設） 「点字図書館等で政令で定めるものにおいては、専ら視覚等の障害により文字等を拡大しなければ著作物を利用することができない者（弱視者等）の利用に供するために、公表された著作物を拡大複製することができる。」 著作権法第37条6項（テキストのデータ化関係規定として新設） 「点字図書館等で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者等の利用に供するために、公表された著作物をコンピュータを使って読み取れる形式のデータに変換し、保存することができる。」 著作権法第37条7項（各種資料の公衆送信関係規定として新設） 「点字図書館等で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者等の利用に供するために、前項で作成された著作物のコンピュータデータを公衆送信することができる。」 著作権法第37条8項（障害にあわせた資料の特殊な形式による翻案・複製関連規定として新設） 「点字図書館等で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害、知的障害等の利用に供するために、公表された著作物の表現形式（触ってわかる形式ややさしい文章にリライト）を改変し、または複製することができる。」 著作権法施行令第2条の改正 ここに定める政令で定める施設に、同令第1条の3に定める施設をそのまま準用する。また、通常の印刷物を読むことのできない人達のために録音することを事業目的にした特定非営利法人等の団体を加える。 ※ この他に、法第43条3号（翻訳・翻案）、法第102条（著作隣接権）等の関連条項の改正が別途必要。
団体名	社団法人 日本図書館協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	特に字幕を付与したビデオ・DVD 等、およびインターネットのストリーム配信や通信衛星による放送コンテンツについては、利用を聴覚障害者だけでなく、知的障害者、発達障害者（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある人。以下同じ）、高次脳機能障害者等も利用できるよう、拡大すること。
法改正を必要とする理由	字幕については、聴覚障害者以外にも必要とする人がちがっている。知的障害者や発達障害者、高次脳機能障害者は、知的障害または認知の障害のため、音声（話し言葉）のみでは内容を十分に理解できないことがある。すなわち、「音」としては認識できていても、「言葉」としての意味理解に困難がある。そのため、音声（話し言葉）に併せて字幕（文字）が表示されることで内容の理解が可能となる。情報保障としての字幕を、これらの人々にも利用させてほしい。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条の 2 に、「障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物に、専ら障害者の用に供するために手話、字幕を付与することができる」等を加える。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	第 37 条の字幕送信について、利用者を聴覚障害者だけでなく、知的障害者、発達障害者（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある人。以下同じ）、高次脳機能障害者等も利用できるよう、利用対象者を拡大すること。 また、「聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者」以外にも、その他の障害者福祉団体、NPO等も送信できるようにしてほしい。
法改正を必要とする理由	知的障害者や発達障害者、高次脳機能障害者は、知的障害または認知の障害のため、音声（話し言葉）のみでは内容を十分に理解できないことがある。すなわち、「音」としては認識できていても、「言葉」としての意味理解に困難がある。そのため、音声（話し言葉）に併せて字幕（文字）が表示されることで内容の理解が可能となる。情報保障としての字幕を、これらの人々にも利用させてほしい。 また、身体障害者手帳をもつ聴覚障害者以外にも、聞こえに問題のある人に対しては、柔軟な対応が必要である。 聴覚障害以外の障害者の支援については、その障害者に関わる団体、組織が制作することが必要である。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条の 2「聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、」を、「障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら障害者の用に供するために、」等に改正する。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	字幕を付与したビデオ・DVD 等、およびインターネットのストリーム配信や通信衛星による放送（コンテンツ）については、聴覚障害者だけでなく、知的障害者、発達障害者（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある人。以下同じ）、高次脳機能障害者等もニーズがある。聴覚障害以外の障害者の支援については、その障害者の特性等をよく理解した、それぞれの障害者に関わる団体、組織が制作できるようにすること。
法改正を必要とする理由	字幕については、聴覚障害者以外にも必要とする人がたちがいる。知的障害者や発達障害者、高次脳機能障害者は、知的障害または認知の障害のため、音声（話し言葉）のみでは内容を十分に理解できないことがある。すなわち、「音」としては認識できていても、「言葉」としての意味理解に困難がある。そのため、音声（話し言葉）に併せて字幕（文字）が表示されることで内容の理解が可能となり、字幕のニーズがある。 そこで、それぞれの障害者の特性等をよく理解した、それぞれの障害者に関わる団体、組織、教育機関等が、無許諾で字幕を付与できるなどの方法で、字幕を必要とする人たちが、これらのものを鑑賞・利用する権利を保障してほしい。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条の 2 に、「障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物に、専ら障害者の用に供するために手話、字幕を付与することができる」等を加える。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	自動公衆送信の対象施設、対象資料を拡大すること。また聴覚障害者のためのビデオへの手話・字幕の挿入を認めること
法改正を必要とする理由	・2000年の法改正によって第37条の2が新設され、聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定められたものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供する場合にのみ、字幕等の自動公衆送信を行うことが認められることとなった。 ・しかし、この政令（著作権法施行令第2条の2）で定められた施設の基準では、規模の大きな聴覚障害者情報提供施設のみが該当し、公共図書館はもとより、多くの聴覚障害者関係の団体についても認められず、結果として聴覚障害者の情報摂取に大きな支障となっている。 ・このため、公衆送信が認められる施設の範囲を拡張し、公共図書館をはじめ、聴覚障害者の情報摂取のために活動する民間の団体に対しても認められることが必要と考える。 ・聴覚障害者は、その障害のためにビデオ等に収録された音声を聴くことが出来ない。このため文字や手話画面（以下「字幕等」）を画面に挿入するなりして音声の替わりになるものが必要となる。現行法では字幕等を入れるためには多数の権利者に許諾をもらわないといけないため、聴覚障害者が利用できる字幕等の入ったビデオ等の数は極めて少ない。聴覚障害者情報提供施設、公共図書館等において複雑な許諾作業なく字幕・手話付きビデオが容易に製作できるようにする必要があると考える。またこうして製作されたビデオ等が図書館等において容易に貸出出来るような方策も必要である。聴覚障害者の情報環境の改善にとって不可欠の課題である。
改正条項及び内容	著作権法第37条の2の改正 ・「聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者」とあるのを「視聴覚障害者情報提供施設、公共図書館その他の聴覚障害者の情報収集等を支援する事業を行う者（以下「聴覚障害者情報提供施設等」）」に改める。 著作権法第37条の2第2項の新設 ・「聴覚障害者情報提供施設等においては、聴覚障害者の利用に供するためにビデオ等の映画の著作物に字幕・手話を挿入することができる。」 著作権法施行令第2条の2の改正 ・「第2号中「公益法人」を「者」に改めて第3号とし、第2号として次の一号を加える。 - 二 著作権法施行令第1条の3において定める図書館等」 ※ 字幕入りビデオ等の貸出のために、法第38条5項等の修正も必要である。
団体名	社団法人 日本図書館協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	第 37 条の字幕送信について、インターネットのほか、衛星通信を含む放送・通信等による方法を通じて配信できるよう明記すること。
法改正を必要とする理由	第 37 条の字幕送信については、インターネットのほか、例えば衛星通信の他、FM 放送、赤外線通信、ブルーツースなどの放送・通信による方法も実施されニーズがあるので、この旨明記してほしい。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条 2「当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。」の部分に、適切な条文を加える。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	第 37 条改正に伴って認められた字幕に関する翻案権(第 43 条 3)の制限を、知的障害者、発達障害者（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある人。以下同じ）、高次脳機能障害者等も情報にアクセスできるようにするために、内容の書き直し等（例えば難しい表現の書き換え）も含む柔軟なものに拡大すること。
法改正を必要とする理由	聴覚障害者のための字幕が、読みやすいよう要約されるのと同様に、知的または認知の障害のある人たちが字幕を利用しやすいよう、それぞれの障害特性に合わせ、内容をやさしく書き直すことができるなど、柔軟な対応をお願いしたい。
改正条項及び内容	「著作権法第 43 条 3. 第 37 条の 2 翻案（要約に限る。）」の「（要約に限る。）」を削除する。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	字幕や手話を付与したビデオ・DVD等の製作、およびインターネットのストリーム配信や通信衛星による放送（コンテンツ）製作を円滑に進めるため、複製権の一部制限を行うこと。
法改正を必要とする理由	ろう者、難聴者等がビデオ・DVD等や、インターネットのストリーム配信、通信衛星による放送番組等を鑑賞・利用するためには、字幕や手話の付与が必要であるが、複製権に関わるため、多くの作品に付与することができず、鑑賞・利用できるものはごく一部に限られてしまう。 そこで、聴覚障害者情報提供施設が、またはその他の障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者や、学校その他の教育機関等が、無許諾で字幕・手話を付与できるなどの方法で、字幕や手話を必要とする人たちが、これらのものを鑑賞・利用する権利を保障してほしい。
改正条項及び内容	著作権法第37条の2に、「障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物に、専ら障害者の用に供するために手話、字幕を付与することができる」等を加える。 著作権法第35条 「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。」の部分に、「公表された著作物に、障害者のための手話、字幕を付与することができる。」等を加える。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	自動公衆通信において、公表された著作物に対し文字及び手話の添付を認め、且つ、その送信を認める。
法改正を必要とする理由	ろう者にとって、視覚を使つての情報収集は重要なものであり、とりわけ手話による情報の収集は、文字によつての情報が得にくい高齢聴覚障害者にとっても有効な手段である。 総務省の03年度の放送実績調査によると、字幕放送についてはNHKおよび民放115社が実施し、各局ともおおむね計画値を達成しているが、手話放送はNHK教育においても2%程度、民放では1%にも満たない状況であり、聴覚障害者がテレビ放送から、手話を用いての十分な情報を得られる状況ではない。 視覚障害者のための情報保障として点字による著作物の複製を認めているのであれば、同様に、「手話」による情報保障を認め、手話による自動公衆通信による送信を認めるべきではないかと考える。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条 (改正希望部分にカケアミあり) 第三十七条 公表された著作物は、点字・<u>手話・字幕</u>により複製することができる。 2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む)を行うことができる。 3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。 4 <u>聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、専ら聴覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物に手話・字幕を付与することができる。</u>
団体名	財団法人全日本ろうあ連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	自動公衆通信において、公表された著作物に対し文字及び手話の添付を認め、且つ、その送信を認める。
法改正を必要とする理由	ろう者にとって、視覚を使つての情報収集は重要なものであり、とりわけ手話による情報の収集は、文字によつての情報が得にくい高齢聴覚障害者にとつても有効な手段である。 総務省の03年度の放送実績調査によると、字幕放送についてはNHKおよび民放115社が実施し、各局ともおおむね計画値を達成しているが、手話放送はNHK教育においても2%程度、民放では1%にも満たない状況であり、聴覚障害者がテレビ放送から、手話を用いての十分な情報を得られる状況ではない。 視覚障害者のための情報保障として点字による著作物の複製を認めているのであれば、同様に、「手話」による情報保障を認め、手話による自動公衆通信による送信を認めるべきではないかと考える。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条 2(改正希望部分にカケアミあり) 第三十七条の二 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字・手話にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。
団体名	財団法人全日本ろうあ連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	聴覚障害者の著作物利用機会が妨げられている現状の是正を目的とした字幕作成・手話通訳・要約筆記等の緩和。
法改正を必要とする理由	現在、国連において「障害者権利条約」の起草作業が進められている。2004 年 3 月現在の草案第 13 条 d,e,f 項においてはそれぞれ「障害のある人に適した新たな技術(情報通信技術及び支援技術を含む。)の研究、開発及び生産に着手し及びそれを促進すること」「障害のある人が情報を利用する機会を確保するための他の適当な形態の援助及び支援を促進すること」「公衆にサービスを提供する民間主体が、その情報及びサービスを障害のある人にとって利用可能及び使用可能な形態で提供することを奨励すること」が提案されている。 このように、障害者の情報アクセス権確立に対して国際的な取り組みが進められている一方で、わが国では放送に係る字幕作成の要件が厳しいだけでなく手話通訳や要約筆記に関する適用除外が未整備であるなど、聴覚障害者の情報アクセス環境が諸外国に比して大きく立ち後れている。 米国では 1996 年に制定された Chafee 条項により、視覚、或いは聴覚その他の障害者の情報伝達における幅広い例外規定が設けられたところであり、これに倣い NPO 法人やボランティアによる字幕作成・手話通訳・要約筆記に関する適用除外規定を整備すべきである。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条の 2 ※下線部分が追加箇所 (聴覚障害者のための自動公衆送信及び手話通訳、文字起こし等) 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声文字にしてする自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。 <u>2 前項に定めるもののほか、特定非営利活動促進法に基づく法人で文化庁長官の認可を受けた者は、専ら聴覚障害者向けの用に供するために、公表された著作物に係る音声を手話(手話表現を器具又は映像により再生する方法を含む。)により通訳し、又は文字に起こして聴覚障害者に伝達することができる。</u> <u>3 文化庁長官は、前項に基づく認可を行った場合はその旨を官報で告示する。</u>
団体名	知財系 BLOG 運営者会議

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	個人が所有する著作物を所有者自身が利用するために、視覚障害者のための録音など、本人が読める形に第三者が変換（複製）することを、第三十条の私的使用の範囲として認めること。
法改正を必要とする理由	視覚障害者等が社会に参加していくために必要な情報を享受しようとしても、自らの力で読んだりすることができるものは、現代においてもほとんど無いに等しい。ただ、視覚障害者にとっての点訳、あるいは点字図書館等における貸出しのための録音が、著作権法37条で認められているが、ごく個人的な家電製品の取扱説明書等をはじめ、貸出しではなく、自らの手元にあって必要な時に何時でも読みなおすことができる著作物などが、現実には数多く求められている。 例えば視覚障害者であっても、鍼灸を業とする者は、書店で活字の分厚い医学書を購入し、自らの業の技能の向上に役立てようとすることも少なくない。この時、家族が録音することができれば、それは著作権法三〇条の私的使用の範囲として自由に行えるが、家族に資料変換の技能を求めることは困難である。家電製品の取扱説明書など、公にされる著作物が、いかなる障害を持っていたとしても読むことが可能な手段をもって公にされることが無いならば、障害者の社会参加を保障するために設置された福祉施設や訓練されたボランティアグループなどの第三者が、本人が読める形に資料変換することは、認められてしかるべきものと思われる。
改正条項及び内容	著作権法第三十条 視覚障害その他の障害を持つものが、自ら所有する著作物を、自らが読むことができるように、録音その他の形に変換複製することを、第三者の力を借りて行う場合、私的使用の範囲の複製とする。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	障害者用資料を製作・編集する者を養成する過程の著作物の使用について、自由に行えるようにして欲しい。
法改正を必要とする理由	「身体障害者福祉法」三十四条には、視聴覚障害者情報提供施設を「点訳(文字を点字に訳すことをいう。)若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設とする。」と規定している。これは、おもに言語による著作物を、そのままでは享受することができない障害者に、その人達が享受できる形にその著作物を変換して複製することを行う者を養成する業務である。 この資料変換を行う者の養成においては、過去から今日にいたる様々な表現形式の著作物を、障害者が理解できるような形に変換する技術を習得させねばならず、このためには現実にある様々な著作物を例題として使い、現実的な変換技術を訓練する必要がある。この養成における著作物の利用は、原資料を複製して例題として配布するほか、障害者が利用できる録音等に複製し、DAISY形式等に編集することを演習し、評価しあい、技術を高めていくという方法がある。 障害者の権利を尊重し、欠格条項の見なおし等が進められる今日、様々な分野への障害者の社会参加の可能性は広がりつつある。しかし、その可能性を現実のものとするためには、学習する機会や様々な文化に触れる機会が十分に得られるように配慮される必要があり、専門的資料や新たな表現形式に対応できるような障害者への情報伝達、資料変換を行う者をより多く養成して行くことが、今日いっそう求められている。 しかし、現行著作権法において、このような場合の著作物の利用に関する権利制限は明記されていない。学校等の教育機関での著作物の使用に準ずるとして認められる場合もあるだろうが、障害者用資料を製作・編集するものの養成は、視聴覚障害者情報提供施設のほか、専用施設を持たない関係団体の協議会や任意の非営利団体が行うことが多く、それによって障害者の支援者が増えているのが現状である。授業という形ではなく通信講座で添削を行いながらということもある。また、学校教育のような継続的なカリキュラムのもとに行われるものばかりでなく、数日間の講習によって訓練し、また時代に対応した技術のステップアップを行うケースも多く、またこれが必要なことである。 こうした障害者への情報伝達者の養成のための著作物の利用が自由に行えるか否かは、障害者の文化の享受、社会参加の機会保障の重要な鍵となってくる。
改正条項及び内容	著作権法第三十五条に第2項として追加 点訳や手話通訳等、障害者への情報伝達、資料変換を行う者の養成を営利を目的とせず行なう場合、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。 第三十五条の2にも反映させる。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	公表された著作物（主として印刷物）については、障害者の情報保障の目的で、コンピュータで読み取れる形のデータ（テキストデータ等）で複製、記録、送信できるようにしてほしい。
法改正を必要とする理由	視覚障害者、知的障害者、発達障害者（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある人。以下同じ）、高次脳機能障害者、高齢者などが、障害のない人と同等の情報を、早く、正確に、わかりやすい形で得るためには、印刷物等をコンピュータで読み取れる形のテキストデータ等にして複製、記録、送信することが必要である。これによって、入力者等の手を介することなく、正確な情報を早く伝えることが可能となり、緊急情報・時事情報等即時性が求められる情報の伝達、拡大図書の製作、また、知的または認知に障害がある人が分かりやすいマルチメディアコンテンツの製作等を、円滑に行うことができる。
改正条項及び内容	著作権法第 37 条（点字による複製等）の中に、点字、録音による方法に加えて、テキストデータ等による複製等について、追加する。
団体名	障害者放送協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	障害者福祉を目的に設置・運営されている民間施設に対する過剰な著作権料請求が問題となっている事例が発生している。障害者の情報摂取を妨げることの無いよう、こうした施設における著作物の利用に際して特例を設けるべきである。
法改正を必要とする理由	現在、国連において「障害者権利条約」の起草作業が進められている。2004 年 3 月現在の草案第 13 条 d,e,f 項においてはそれぞれ「障害のある人に適した新たな技術(情報通信技術及び支援技術を含む。)の研究、開発及び生産に着手し及びそれを促進すること」「障害のある人が情報を利用する機会を確保するための他の適当な形態の援助及び支援を促進すること」「公衆にサービスを提供する民間主体が、その情報及びサービスを障害のある人にとって利用可能及び使用可能な形態で提供することを奨励すること」が提案されている。 このように、障害者の情報アクセス権確立に対して国際的な取り組みが進められている一方で、京都府宇治市のローカル紙「洛南タイムス」本年 6 月 23 日付の記事において報じられている障害者の社会参加を目的に運営されている喫茶店に対する(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)の過大な著作権料請求が問題視されている。 こうした「悪平等」を強要することは、障害者の情報アクセス権確立に対する地域の取り組みに水を差すことになりかねず、また、諸外国においてはフェアユース規定の適用による適用除外や特例を設けているケースも見られることを考えると、対外的にも問題と成り得るものである。 なお、特例を設けるに当たっては完全な免除規定でなく割引料金の設定を著作権者及び著作権等管理事業法に基づく管理団体に義務づける方法を取ることは許容され得る。
改正条項及び内容	著作権法第 38 条の 2 ※新設 <u>公表された著作物は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をするために提供することができる。</u> <u>2 著作権者は、前項の目的に供される著作物の使用に係る料金を請求することができる。但し、当該料金は障害者基本法第六条に定める国民の責務に照らして妥当な額でなければならない。</u> <u>3 第一項の目的に供される著作物の使用に係る料金に関して著作権者又は使用者が協議を求めたが、その協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の二分の一を超えない額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、当該著作物の提供をすることができる。</u>

	著作権法第 70 条 ※下線部分が追加箇所 <u>第三十八条の二第三項、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。</u> (第 2 項省略) 3 文化庁長官は、<u>第三十八条の二第三項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る著作権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。</u> 4 文化庁長官は、<u>第三十八条の二第三項、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの裁定をしてはならない。</u> 一 著作権者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。 <u>二 第三十八条の二第三項の申請に係る著作権者がその著作物の使用の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。</u> <u>三 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。</u> (第 5 項省略) 6 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、<u>第三十八条の二第三項、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。</u> (第 7 項省略) ※この他、第 71 条より第 74 条の該当箇所にも「第三十八条の二第三項、」を追加する。
改正条項及び内容	一 著作権者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。 <u>二 第三十八条の二第三項の申請に係る著作権者がその著作物の使用の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。</u> <u>三 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。</u> (第 5 項省略) 6 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、<u>第三十八条の二第三項、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。</u> (第 7 項省略) ※この他、第 71 条より第 74 条の該当箇所にも「第三十八条の二第三項、」を追加する。
団体名	知財系 BLOG 運営者会議

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	平成 15 年 1 月に取りまとめられた著作権分科会審議経過報告の内容に即して、著作権法第 38 条第 1 項を改正し、映画の著作物の「公の上映」については、非営利目的・無償の行為であっても、著作者の経済的利益を保護するため、その許諾を必要とするように改正するよう、要望します。
法改正を必要とする理由	平成 15 年 1 月の文化審議会著作権分科会審議経過報告の 15 頁において、「図書館などの公共施設等において映画の著作物等を上映することについて権利制限の対象から除外すること」が「法改正を行う方向とすべき事項」として取りまとめられています。 すなわち、同経過報告において、 「ビデオ・DVD等の普及・発達により、誰もが簡単に非営利・無料・無報酬の上映を行うことができるようになったことから、図書館などの公共施設等で行われる非営利・無料・無報酬の上映が商業的な映画上映等と競合し、権利者の利益を不当に害する状況が出現しているとの指摘がある。 また、この規定については、ベルヌ条約上の義務との関連から問題があると内外の関係者から指摘されており、非営利・無料・無報酬の上映に係る権利制限については、こうした問題に対応する観点から、その対象となる行為の範囲を見直すことが必要であると思われる。」 とされています。 そこで、この趣旨の実現のために早急に法改正を行うことが必要です。
改正条項及び内容	著作権法 38 条 1 項 同条項から「上映」の文言を削除するほか、同条項の対象を限られた「上映」だけに限定するように改正する。
団体名	社団法人日本映像ソフト協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	営利を目的としない上映に係る権利制限規定の見直し
法改正を必要とする理由	1. 図書館等でのビデオ上映は、予想されていなかった。 2. 上映権が希釈化されてしまう。
改正条項及び内容	著作権法第 38条（営利を目的としない上映等） 同法第1項の「上映」を削除する。
団体名	協同組合日本シナリオ作家協会

著作権法改正に関する要望事項

4. 上映権・公への伝達権に係る権利制限規定の拡充

要望の趣旨	店頭でのデモ等を上映権・公衆への伝達権の対象外とする
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 機器の性能等をデモンストレーションする目的で、店頭で著作物を上映したり、インターネットのホームページを見せる行為については、上映権(第22条の2)や、公への伝達権(第23条2項)が及ぶものと解され、またこれらの行為について第38条の適用がないと解されるおそれが高いと考えられる。しかし、これらの行為に上映権や公への伝達権が及ぶとしても、権利処理手続が整備されておらず、実務上対応が困難であることから、こうした行為は自由に行えることを希望する。 また、店頭でインターネットのサイトを見せる行為について、形式的には公の伝達に該当すると解されるおそれが高く、その場合、権利処理が必要であることとなるが、同様に現実には利用許諾を得るのは困難であることから、権利を制限することに合理的理由があると考ええる。 なお、同旨の権利制限は諸外国においても見られることがある。特に、米や独は営利性の有無を問わずに権利が及ばないものとしていることは注目に値しよう。 (2) 法改正の必要性 上記例の行為に著作権が及ぶとしても、契約による対処に委ねることは非常にコストがかかるため、実際には実行困難であり、現実的ではない。特に、雰囲気づくり、客寄せの目的ではなく、機器の性能を見せる目的で、著作物の一部を再生・表示してみせるようなものにまで営利性を認めるのは行き過ぎであり、また、これを制限しても権利者の経済的利益も損ねない。そのため、店頭デモ等に係る権利制限規定を導入することが必要であると考ええる。
改正条項及び内容	著作権法第38条 (1) 第38条の「営利を目的とせず」について、上映等に伴う二次的・間接的な営利効果を含まないよう、上映行為等それ自体の営利性の有無を要件とする。 (2) 第38条3項の対象となる著作物を、「公衆送信される著作物」に拡大する。
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の主旨	公益法人等による音楽の普及・教育および福祉等を目的としてなされる音楽の演奏利用の特例（著作権の例外）
法改正を必要とする理由	音楽市場の縮小に対応し、一方で多様な生涯学習・情操教育等を促進し豊かな文化社会を醸成することが重要な課題となっている。音楽等著作物の複製・放送・自動公衆送信等による利用については、教育・福祉・研究・報道等の公益性等の観点より、一部の機関・事業者等による限定的な著作権制限規定が設けられているところであるが、上演、演奏、上映、又は口述（以下演奏等）については、利用者の適格性・利用目的に関する記述がなく、公益的な目的や形態の利用であっても、現行第 38 条に該当しないものとして演奏使用料の支払対象となっている。 文化芸術活動の活性化を図り、また著作物創造の新たな人材育成のため、次に挙げるような演奏等（演奏会や教室内利用等）について、例外を認めることを要望する。 1. 社団法人、財団法人等の公益法人であって、チャリティーコンサート等福祉・慈善の目的をもって、自らのために収益をあげない演奏会等における演奏。 2. 同公益法人が運営する音楽教室等であって、教師又は生徒が技能の習得のためになす演奏（公に演奏する場合を除く）。ただし、その教育内容、受講資格、教育期間等が明示されている場合に限る。 これらはいずれも、収益を社会に還元したり、就学前児童や成年の生涯学習の機会増大を通じて新たな人材を育成するなど公益上の性格を有するものであること、またこれらの制限が著作権者の経済的利益を不当に害するものであるとは考えられないことから法改正を要請する。
改正条項及び内容	著作権法第 38 条において、「公益法人が実施する教育・教養・福祉等（娯楽・遊興的な内容を有するものを除く）の目的でなされる上演、演奏、上映、又は口述であって、収益を得ることを目的としない場合」（具体的にはチャリティーコンサート（例えば、英国法第 67 条）、一定の要件を充たす音楽教室等）について著作権の例外規定を拡大する。
団体名	社団法人日本クラシック音楽事業者協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	本年の改正における「書籍・雑誌に係る暫定措置の廃止」が入館料などの名目で利用者から対価を徴収している私立図書館や地域の児童文庫等の活動に影響を与える恐れが指摘されており、本年 5 月 25 日の政府答弁書において、当該措置の廃止は原則として私立図書館等の活動に影響を与えるものではないとした点を明確にすべきである。
法改正を必要とする理由	本年 5 月 25 日の「今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問に対する答弁書」においては 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する私立図書館又は図書館法第二十九条第一項に規定する図書館と同種の施設が、これらの施設の利用者から、図書館法第二十八条に規定する入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収している場合において、当該対価が、書籍又は雑誌の貸与に対する対価という性格を有するものではなく、これらの施設の一般的な運営費や維持費に充てるための利用料であると認められる場合には、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。)第三十八条第四項に規定する「料金」に該当しないものと解される と答弁されているところであるが、例えば(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)は著作権法第 38 条の適用除外は「▽営利を目的としない▽どんな名目でもお金などの入場料をとらない▽演奏する人や指揮者にギャラ(報酬)支払いがない」の全てを満たした場合に限られるとの見解を示しており、特に「どんな名目でもお金などの入場料をとらない」は前述の政府答弁書における「料金」の定義と矛盾している可能性が極めて高い。そのため、著作者又は著作者より権利の信託を受けた管理事業者による条文の解釈や、その解釈に基づく権利行使の態様によっては私立図書館や地域の児童文庫等の活動に影響を与える恐れはなお残存しているものと言わざるを得ず、図書館法第 28 条に基づく「対価」に関してはこれを明文で適用除外とするよう定めるべきである。
改正条項及び内容	著作権法第 38 条第 1 項及び 4、5、6 項(5 項新設、現 5 項を新 6 項に移動) ※下線部分が追加箇所 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。<u>第五項に定めるものを除きこの条において同じ。</u>)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。 (第 2、3 項省略)

改正条項及び内容	4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金(第五項に定めるものを除く。)を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。 ※ 現行の第5項を第6項に移動し、新5項を次の通り定める。 5 <u>図書館法第二十八条に基づく入館料その他図書館資料の利用に対する対価は、本条における料金には該当しないものとする。</u> (新6項省略)
団体名	知財系 BLOG 運営者会議

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	書籍・雑誌の「営利・無料」及び「非営利・有料」による貸与を権利制限の対象とすること。
法改正を必要とする理由	- 平成17年1月1日から、「非営利・無料」による貸与を除くあらゆる書籍・雑誌の貸与について、「貸与権」が及ぶこととなり、従来自由に行うことができた書籍・雑誌の貸与は、「非営利・無料」によるものを除き、著作権者の許諾を得ない限り、一切の貸与が禁止されることとなった。 - ところが、私立大学や予備校・私塾における蔵書の貸与、企業資料室や会員制の公益法人資料室による貸与、貴重書を所蔵する地方の文庫における蔵書の有償貸与、展示会出品用の貸与、デパート付設の児童図書室における蔵書の貸与、鉄道の駅舎に併設された文庫における貸与等については、著作権者の経済的利益が損なわれているか、貸与権の許諾手続の円滑化のシステムが整っているかという、法改正を行う上で必要な検討が加えられないまま、一律に貸与権の対象とされてしまい、著作権者に経済的利益の損失があるかどうか不明確にもかかわらず、円滑な貸与権の許諾手続システムが存在しないため事実上その貸与が禁止される結果となる。 - このため、法改正の過程において、これらの図書館等における貸出しサービスに重大な支障が生じる旨の懸念が表明され、その懸念に基づく質問主意書が提出されるに至った。 - このような懸念は、この質問主意書への答弁書において、「営利」「料金」の解釈が従来のものよりも狭く、レンタルブック店における貸与以外には事実上貸与権が働かないような解釈が採られたことにより、一応解消されることとなった。 - しかし、これはあくまで「解釈」でしかなく、明文により規定されたものではないため、これらの貸出しサービスは、不安定な法的基盤のもとで実施しなければならないこととなっている。 - これらの貸出しサービスに対して貸与権を働かせることについては、法改正の過程において検討された形跡がない。また、書籍・雑誌への貸与権付与を主張した団体である「貸与権連絡協議会」の幹部も、これらの貸出しサービスについて貸与権を働かせることは意図していない。 - したがって、これらの貸出しサービスに貸与権を働かせなかったとしても、何ら影響は考えられないため、「営利・無料」「非営利・有料」の貸与については貸与権が及ばない旨、明文化して規定することにより、従来どおりの貸出しを保障することが必要であるものとする。
改正条項及び内容	著作権法第38条4項の2の追加 4の2 公表された著作物は、営利を目的とせず、又はその貸与を受けるものから料金を受けない場合には、書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与により公衆に提供することができる。
団体名	社団法人情報科学技術協会複写権問題対策委員会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	書籍・雑誌の貸与権が認められたことに伴い、レンタル業による貸出との整合性を図るため、また著作権者および出版関連業界（以下著作権者等とする）の利益機会を保護するため、公共図書館の貸出に対して相応の法的制限を設けること。
法改正を必要とする理由	書籍・雑誌の貸与権獲得に伴い、レンタル業者は貸出による営業行為について、応分の対価を支払う義務を負うことになった。一方、著作権法第三十八条4項を根拠とする、公共図書館の無料貸出をそのまま放置するならば、さまざまな弊害が生じる。 まず、レンタル業者等の営業行為を阻害することが、容易に予想される。 次に、発売時に店頭で対価を払って書籍を入手する読者と、公共図書館で同時に無料貸出を受ける利用者との間に、なんの差別化も測られないという不公平感が、増長する。 さらに、公共図書館の一部に見られるような、大量の複本購入と無制限貸出によって、著作権者等の利益機会に甚大な被害を生じつつある現状に、ますます拍車がかけられることになる。 したがって、レンタル業者等の民業圧迫を避けるとともに、対価を払って書籍を購入する読者にプライオリティを与え、何よりも著作権者等の利益機会を保護するため、公共図書館による貸出に対して、相応の法的制限を設ける必要がある、と判断される。
改正条項及び内容	著作権法第三十八条の4項 ①公貸権の導入 公貸権の導入にあたって、国や自治体に補償金等の財源を求めるものは、金額的にあまり実効があがらぬ恐れがあるほか、手続き的にも繁雑な作業が予想される。それよりは、貸出実績データにしかるべき利用率を掛け合わせ、算出された公貸権料を著作権者の所得税の控除対象にする、という方式がより実務的と思われる。この方式には、財務省や国税庁の理解と協力が必要不可欠であるが、検討の価値が十分あるものと考えている。 ②貸出猶予期間の設定 新刊本の売れ行きは、発刊後2週間ほどでピークを迎え、6ヶ月ほどでほぼ落ち着く。いわばこの6ヶ月が、著作権者等の主たる収益回収期間なのである。この利用機会を保護するため、公共図書館に一定の貸出猶予期間（3～6ヶ月程度）を設定するよう、法制化を進めていただきたい。これにより、対価を払って書籍を購入する読者に対しても、その対価に見合うだけのプライオリティを、与えることができる。
団体名	日本推理作家協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	法令によって定められた義務の履行に際して必要な複製を権利制限規定に設けること。
法改正を必要とする理由	・ 特許法、薬事法、医療法、医師法、などの法令には、情報提供や図書館の設置、教育活動が義務付けられているが、そのために著作物の複製利用が必要となる場合がある。 ・ 著作権法では、第 42 条（裁判手続き等による複製）や第 42 条の 2（行政機関情報公開法等による開示のための利用）が規定されているが、上記の法令における著作物の複製利用に関しては認められていない。 ・ このことは、上記法令を遵守する上で利用者の利便性を損なうことになっている。 ・ よって法令によって定められている義務の履行の際に必要な複製利用を権利制限規定に新設していただきたい。
改正条項及び内容	著作権法第 （新設） 条 著作権法第五款権利制限規定に新設 （法律によって定められた義務の履行に際しての複製利用） 「法令によって定められた義務を履行する際に、必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	行政手続のために必要と認められる範囲における複製を権利制限の対象とすること。
法改正を必要とする理由	・ 現在では裁判手続及び準裁判手続に限り、そのための複製が権利制限の対象とされている。 ・ これは、裁判手続を十全ならしめるという国家目的実現の見地から設けられた権利制限規定である。 ・ このような目的は、特許法に基づく登録手続、薬事法に基づく新薬申請手続等の行政手続においても同様のものがみられるが、この場合については権利制限の対象とはなっていない。 ・ 現在の日本では、著作権の複製に係る円滑な著作権許諾手続の体制が整備であることから、これらの行政手続において提出する必要がある著作物につき、許諾が得られず、そのため行政手続を円滑に進めることができないことが考えられる。 ・ このため、行政手続の目的が達成し得ない場合が考えられ、このため、当該行政手続が十全ならしめられず、結果として国民全体に不利益をもたらす懸念がある。 ・ このため、裁判手続と同様、行政手続のために必要な複製についても、権利制限の対象とすることが必要である。 ・ なお、行政手続のために必要な限りでの複製は、その複製物が行政庁の手元限りにおいて止まること、行政手続のために必要な複製物は通常小部数に止まることから、この権利制限規定を設けることによる著作権者の経済的利益の損失は、ごくわずかであると考えられる。
改正条項及び内容	著作権法第42条の改正（追加部分を下線により示す） 「著作物は、裁判手続又は行政手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製、譲渡及び公衆送信することができる。<u>これらの行為については、第三者に委託して行うことができる。</u>ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）

(83)
(85)
(87)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	日本製薬団体連合会より 3 件の要望が出されておりますが、当会といたしましても、そのような改正がなされることを望ましいと考えます。国民の健康上の安全確保や公衆衛生の向上、また患者への適切な治療といった観点から、然るべき措置が講じられるよう要望いたします。
法改正を必要とする理由	
改正条項及び内容	
団体名	日本医師会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法42条に規定される行政目的の複製は、行政機関による内部資料のための複製に限らず、行政目的の複製の範囲を広くすべきである。
法改正を必要とする理由	行政目的の複製については、行政目的であれば内部資料とする場合に限定する必要性はなく、また、行政機関内部での複製のみならず、外部での複製についても明確に著作権の適用除外とすることによって、行政目的が迅速に達成され、公益にかなう。これによって権利者の利益を不当に害するようなことは無い。さらに、行政目的の複製は、行政機関による複製に限る必要はなく、行政目的の範囲であれば、第三者による複製であっても、権利者の利益を不当に害するようなことは無い。すなわち、行政機関への報告、申請等の書類の提出物については、提出者による複製行為（委託による第三者の複製も含む）も行政目的のためであり、著作権の適用除外としても、権利者の利益を不当に害することは無い。
改正条項及び内容	著作権法 42条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政手続の目的のために資料（申請、報告等に添付される資料も含む）として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、当該手続を行う者は、複製、譲渡及び公衆送信することができる。また、当該複製、譲渡及び公衆送信にかかる行為については、第三者に委託することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。
団体名	日本製薬団体連合会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	特許庁が特許出願に対し拒絶理由通知で引用した文献を、当該特許出願の出願人が複製することおよび特許庁が出願人に提供することを、著作権の権利制限規定の対象とする。 行政庁である特許庁での審査手続の過程でなされた拒絶理由通知に対して、特許法第 50 条により出願人は意見書を提出する機会が与えられている。この意見書提出のためには引用文献を入手し分析をする必要があり、この必要最小限の範囲で出願人が引用文献を複製することや、特許庁から提供を受けることは、著作権法第 42 条の規定の対象とし、権利制限の扱いに追加改正をすることを要望する。
法改正を必要とする理由	(1)問題の所在 出願人は、行政庁である特許庁から拒絶理由通知を受けた場合、特許法第50条の規定に基づき意見書を提出する機会が与えられている。この意見書の提出のためには当該通知で引用された文献の内容を分析し、自己の出願発明との比較評価を行う必要がある。 引用文献の原本が入手可能な場合には、その原本を購入したり、図書館で複製可能な場合には第31条の規定に基づき図書館で複製物を入手することはできる。 しかし、例えば引用文献が製品マニュアルのように、原本が市販や図書館に存在しない場合には、出願人に引用文献が入手できず意見を申し述べることができなくなり、結果としてその特許出願に対して不当な行政処分を受けるおそれがある。 また、原本が市販されている場合でも、その拒絶理由通知に対応する目的のためだけに、引用された文献の一部を含む原本を購入させることは、特に個人の出願人等に過度の経済的負担を課すことになる。 さらに、図書館で閲覧しようとしても、出願人の最寄に当該引用文献を備える図書館が存在しない場合、意見書を提出するため時間的にも経済的にも出願人に過度の負担を課すことになる。 (2)法改正の必要性 上記の問題点を踏まえ、特許庁の審査過程でなされる出願人による拒絶理由通知の引用文献の複製は、特許審判過程での拒絶理由通知と同様に、その必要最小限の範囲で許されるべきである。また、引用文献自体やその複製物が容易に入手できない場合には、特許庁がその複製物を出願人に複製・公衆送信して提供することができるようにすべきである。 上記の改正要望事項に掲げる行為は迅速な特許出願手続のために必要かつ合理的な行為であると考えられ(少なくとも、特許庁が引用文献を複製等して出願人に提供することは、行政目的の実現ないし裁判手続等のために必要な場合という公益目的があると考えられる)、特許庁が特許出願に対し拒絶理由通知で引用した文献に限定(もっというと、その引用文献の該当箇所限定)するのであれば、著作権者の通常の利用を妨げることにはならず、また、権利者の正当な利益を不当に害するものではないと考える。本件は意匠出願や商標出願に関しても同様のことが言える。 また、上記改正に伴い、出願人が、拒絶理由通知の引用文献を、特許庁が保有している電子的データベースシステムからダウンロードできるようにするため、公衆送信権に制限を加えることもあわせて検討すべきである。
改正条項及び内	第 40 条第 1 項および第 42 条第 1 項の改正

容	第40条第1項記載の「裁判手続」の定義に「審査」を加える。即ち、第40条第1項の裁判手続の記載を以下のように改正する。 「裁判手続(行政庁の行う審査、審判その他の裁判に準ずる手続を含む。第 42 条において同じ。)」
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	薬事法に基づき義務づけられる行為に係わる著作物の利用に関する権利制限規定の新設。
法改正を必要とする理由	・医薬品は、人の生命及び健康に深く直接関わるものであり、その品質、有効性、安全性、適正使用を確保することが非常に重要である。 ・薬事法では、医薬品の使用によってもたらされる国民の生命及び健康への被害を未然に防止し、医薬品の品質、有効性、安全性、適正使用を確保するために必要な情報の収集、分析、報告、保存、提供が義務付けられている。 ・医薬品の品質および有効性が確保され、その有効性や副作用等が適切に評価され医療の現場において安全性が確保され適正に使用されるためには、薬事法で規制されている情報の収集、分析、報告、保存、提供等が十分にかつ迅速に行われなければならない。 ・これら必要なかつ正確な情報を入手および提供するには、公表された文献等の複製物を利用している。薬事法の義務をするためには、迅速性および正確性からも複製物に頼らざるを得ない状況であるが、著作権法に従って、事前に複製の許諾を得ることは不可能であり、薬事法の義務を履行することができなくなる。 ・このような薬事法に基づく行為は、医薬品の品質、有効性、安全性、適正使用を確保するうえで、きわめて重要な意義を有しており公益的な見地からも必要な行為であり、その行為は著作権法の制限規定に定められるべきものである。
改正条項及び内容	著作権法 第5款に以下の規定を新設 「薬事法及びその関連法令並びにこれらの法令に基づく命令等に基づき、医薬品の品質、有効性、安全性、適正使用等に係わる情報の収集、報告、提供等を行う場合においては、必要な範囲において資料等を複製し、譲渡し、若しくは公衆送信し、又はこれらの行為を第三者に委託して行うことができる。」
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	法律に基づく行政当局への資料の提出、及び患者の安全を守るために必要な医療機関への医薬品情報提供に絡む複写については著作権処理の対象から除外する。
法改正を必要とする理由	薬事法の改正により、製薬企業では厚生労働省に提出する資料として、文献の提出が義務付けられている。また、医療機関からは患者への適切な治療目的のために、情報提供が求められている。 これらについての著作権処理は、他の行政当局との間で矛盾があるため、法律に基づいて求められる行政当局への提出資料、患者の安全を守るために必要とされる情報提供に関わる資料の提出については著作権処理の対象から除外すべきである。
改正条項及び内容	著作権法第 42 条 (裁判手続等における複製) の次に 第42条の三、第42条の四として以下の事項を追加する。 (司法、立法又は行政目的による複製) 第四十二条の三 法律に基づいて、提出が義務付けられている資料については、法施行のために必要と認められる限度において、複製することができる。 (患者の安全を守るための複製) 第四十二条の四 患者への適切な治療目的のために必要とされる医薬品情報提供のための資料については、著作権者の権利を不当に侵害しない範囲において複製することができる。
団体名	財団法人 日本医薬情報センター

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	薬事法または関連法規、これらに基づく通達の目的を達するための行為にかかる著作権は公益的見地から制限されるべきである
法改正を必要とする理由	医薬品は、人の生命、健康に直接関わるものであり、その品質、有効性及び安全性を確保することが重要である。効果のないもの、有害であるものが誤って医薬品として使用された場合には、人の生命を失わせる危険さえある。国民が生命を維持し健康を迫及することは、基本的人権として憲法において保障されている。 したがって、医薬品については、その特殊性にかんがみ、その品質、有効性及び安全性が適正なもののみが供給されることが必要であり、医薬品の製造、輸入、販売などを公益的見地から規制し、その品質、有効性及び安全性の確保を図る事が重要である。 薬事法は、医薬品の使用によってもたらされる国民の健康への積極的、消極的被害を未然に防止するため、医薬品に関する事項を規制し、その品質、有効性及び安全性を確保する事を目的としている。 このような薬事法を中心として行われる薬務行政に従った行為は、公益的見地から必要とされる行為であり、そのような公益的見地から必要とされる行為は、著作権法の効力の制限規定に定められるべきものである。
改正条項及び内容	著作権法 効力の制限規定を新設 薬事法またはその関連法令、ならびにこれらに基づく行政の通達の目的を達成するために、著作物を収集、保存、報告に添付及び申請に添付する場合、または、著作物を収集及び、提供する場合、著作物を複製、譲渡及び公衆送信することができる。また、当該行為は委託することができる。
団体名	日本製薬工業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	薬事法を中心として行われる薬務行政にしたがいなされる行為は、医薬品の有効性及び安全性の確保を図るという公益的見地から必要とされる行為であり、その行為は著作権法の制限規定に定められるべきものである。
法改正を必要とする理由	周知のとおり、国民が生命を維持し健康を迫及することは、基本的人権として憲法において保障されている。 医薬品は、人の生命、健康に直接関わるものであり、それが適正に使用されることにより、品質、有効性及び安全性が確保されることが重要である。 このため、薬事法では、医薬品の使用によってもたらされる国民の生命、健康への積極的、消極的被害を未然に防止するため、医薬品に関する事項を規制し、医薬品の適正使用を推進し、その品質、有効性及び安全性を確保するために必要な各種関連情報の収集・評価・報告・保存を製薬企業等に義務付けている。 医薬品の効果や副作用等の評価を適切に実施するためには、製薬企業における副作用、感染症等の情報収集・分析・報告・保存などが十分にしかも迅速に行われることが必要である。 製薬企業としては、迅速に正確な情報を得るために公表された文献等を探索・精査し、これらの義務を果たしている。そして、これら必要な情報の入手には、迅速性、正確性の面から複製物に頼らざるを得ない状況であるが、定められた報告期限を考慮すると、著作権法の規定に従って事前に複製の許諾を得ることは不可能であり、許諾を条件とすると前記義務の履行は果たすことができなくなる。 このような薬事法を中心として行われる薬務行政にしたがいなされる行為は、医薬品を適正に使用し、その品質、有効性及び安全性の確保を図るという公益的見地から必要とされる行為であり、その行為は著作権法の制限規定に定められるべきものである。
改正条項及び内容	著作権法 制限規定を新設 薬事法またはその関連法令、ならびにこれらに基づく行政の通達により、行政官庁への報告が求められる場合、その報告のために必要な範囲で、著作物を収集、保存する場合、複製、譲渡及び公衆送信することができる。 また、当該行為は委託することができる。
団体名	日本製薬団体連合会